

天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、天草市補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）第2条に基づき、同条別表の天草市住宅用太陽光発電システム等設置推進事業（以下「事業」という。）の実施に関して定めるものであり、地球温暖化対策のため、省エネルギー及び創エネルギーに寄与する住宅用太陽光発電システム等の設置の普及促進を図ることを目的として、住宅用太陽光発電システム等を設置する者に対し、天草市地域活性化通貨事業実施要領に定める天草市地域活性化通貨（以下、「地域通貨」という。）にて交付することに関し、必要な細目等を定めるものとする。

(対象システム)

第2条 事業の対象となる住宅用太陽光発電システム等（以下、「対象システム」という。）は、別表第1のとおりとする。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 自らが居住する市内の住宅に対象システムを設置する者（以下、「システム設置者」という。）

イ 対象システムが設置された市内の建売住宅を自ら居住するために購入する者（以下、「システム付き住宅購入者」という。）

(2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を締結する者

(3) 市税等の滞納がないこと。

2 単身赴任等のやむを得ない事由により、第9条に規定する実績報告書の提出日において、対象システムを設置した市内の住宅に住所を有しない者については、前項第1号中「自ら」を「自らと同一生計にある者」とする。

(交付額)

第4条 交付額は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第5条 交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業交付申請書(様式第1号)に、別表第3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付申請の受付期間)

第6条 交付申請書の受付期間は、当該年度の4月1日から2月28日までの開庁日とする。

(交付決定通知)

第7条 市長は、第5条の申請書の提出があった場合において、審査の上適当と認めるときは、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に対してその旨を通知する。

(決定の変更及び取消し)

第8条 交付決定を受けた者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業計画変更承認申請書(様式第3号)を、当該決定に係る申請の取下げを行うときは、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業取下申請書(様式第4号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の計画変更承認申請書の提出があった場合において、審査の上適当と認めるときは、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業計画変更承認通知書(様式第5号)により、取下申請書の提出があったときは、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業取消通知書(様式第6号)により、それぞれ申請者に対してその旨を通知する。

(実績報告)

第 9 条 交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、交付決定日の属する年度の末日までに、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業実績報告書(様式第 7 号)に別表第 3 に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第 10 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、審査の上額を確定し、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業確定通知書(様式第 8 号)を交付する。

(交付の請求等)

第 11 条 交付決定を受けた者は、前項の規定による確定通知書を受理した日から 30 日以内(その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日)に、確定通知書と身分が確認できるものを提示し、住宅用太陽光発電システム等設置推進事業交付請求書(以下、「請求書」という。)(様式第 9 号)と身分が確認できるものの写しを市長に提出しなければならない。ただし、代理人により請求を行う場合は、確定通知書と身分が確認できるものを掲示し、請求書に身分が確認できるものの写しと委任状を添付し、提出しなければならない。なお、地域通貨を電子で受領することを希望する者は、スマートフォンアプリを登録することにより、請求書及び身分が確認できるものの写しの提出に代えることができる。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、内容を確認し、地域通貨を交付しなければならない。

(財産処分の制限)

第 12 条 交付決定を受けた者は、当該対象システムを譲渡し、交換し、貸与し、担保し、又は廃棄に供するときは、あらかじめ住宅用太陽光発電システム等処分承認申請書(様式第 10 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間を経過しているものについてはこの限りではない。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取消し、既に交付した地域通貨(既に地域通貨を使用している場合は、その地域通貨の代金に相当する額)の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請により交付を受けたとき。

(2) 交付の条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に違反して対象システムを処分したとき。

(手続の代行)

第 14 条 申請者は、第 5 条の交付申請、第 8 条の計画変更承認申請及び取下申請、第 9 条の実績報告、その他必要な手続について、対象システムの施工業者、住宅建設業者等(以下「手続代行者」という。)に代行を依頼することができる。

2 申請者は、前項の規定により手続を代行させる場合には、委任状(様式第 11 号)を提出しなければならない。

3 手続代行者は、依頼された手続を、誠意を持って実施するものとし、本手続の代行を通じ、申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に従って取り扱うものとする。

4 市長は、手続代行者がこの要領に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(協力)

第 15 条 市長は、交付を受けた者に対し、必要に応じ売電量及び買電量等太陽光発電システムのデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

この要領は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 24 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は平成 24 年 3 月 26 日から施行し、改正後の天草市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要領の規定は同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

対象設備の種類	設備の要件
太陽光発電システム	(1) 太陽電池出力が 2 kW 以上であること。 (2) 屋根、屋上、地上等（以下、「屋根等」という。）に設置する太陽電池モジュールで発電した電気が、住宅（店舗との併用住宅を含む。以下同じ。）において消費され、連系する低圧配電線に余剰の電気が逆流されること。 (3) 未使用品であること（中古は対象外）。
蓄電システム	(1) 蓄電容量が 2 kWh 以上であること。 (2) 国が実施する補助事業において、補助対象となる蓄電システム一覧に登録されているもの。 (3) 住宅に電気を供給するために設置され、常時太陽光発電システムと接続し、同システムが発電した電気を充放電するもの。 (4) 未使用品であること（中古は対象外）。

別表第 2 (第 4 条関係)

対象設備の種類	補助金の額
太陽光発電システム	1 件あたり 5 万円とする。 ただし、市内に本店、支店、営業所を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、10 万円とする。
蓄電システム	1 件あたり 5 万円とする。 ただし、市内に本店、支店、営業所を置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、10 万円とする。

別表第3（第5条、第9条関係）

対象設備の種類	添付書類	
	交付申請書	実績報告書
共通	(1) 事業計画書 (2) 対象システムを設置する住宅または設置されている住宅の所在を示す地図 (3) 対象システムの配置図（太陽光・蓄電池） (4) システム設置者にあつては、次に掲げる書類 ア 工事請負契約書または売買契約書の写し ※対象システムの設置経費の内訳が記載されていない場合は、当該内訳が記載された書類を添付 イ 対象システムを設置する住宅全体のカラー写真 ウ 対象システムの設置予定箇所（屋根、設置場所）のカラー写真 (5) システム付き住宅購入者にあつては、次に掲げる書類 ア 売買契約書の写し イ 対象システムの設置経費の内訳が記載された書類 (6) 市税等の滞納のない証明書（市の職権調査に同意しない場合、または過去に市から課税されていない者） (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類	(1) 世帯全員の住民票の写し（交付決定日以降に発行された現住所のもの） (2) 対象システムの設置経費に係る領収書の写し (3) 対象システムの設置状況が確認できるカラー写真 (4) 出荷証明書または製造メーカーの保証書（これらが無い場合は、これらに代わる書類で新品であることが証明できるもの）※写し可。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
太陽光発電システム		(1) 電力会社との電力受給契約の内容が確認できる書類の写し
蓄電システム	(1) 蓄電システムの仕様が確認できるパンフレット等 (2) 蓄電システムの配線図（太陽光発電システムと接続することが確認できるもの）	(1) 蓄電システムの銘板のカラー写真（型式名、製造番号が確認できるもの） (2) 引渡しを証するもの（工事請負業者や販売者が作成したもので、出荷証明書のみを提出する場合または保証書に保証開始日や引渡日の記載がない場合）